

静岡県新文化施設トライアル・サウンディング実施要項

1 制度概要

トライアル・サウンディングとは、公共施設等の公共空間を暫定的に利用する事業者を募集し、一定期間実際に施設を利用してもらい、施設の持つポテンシャルや魅力を最大限に引き出すとともに、施設の効果的な利活用の方法を探る官民対話制度です。

2 トライアル・サウンディング実施の背景・目的

静岡県は令和6年2月、静岡県駿東郡長泉町の旧ヴァンジ彫刻庭園美術館の譲渡を受けました。譲渡に伴い、東部・伊豆地域の文化拠点の1つとなる県の新たな文化施設（以降、新文化施設という）として、効果的な利活用が図られるよう定めた利活用基本計画を令和7年3月に策定しました。

新文化施設は敷地面積約2.4ha、大型展示室やレストラン等6つの建物、広大な庭園を有しており、様々な活用の可能性が期待されています。トライアル・サウンディングの実施により民間事業者等による様々なアイデアを広く募り、より詳細な事業性や収益可能性を把握し実施方針等へ反映させることで、文化振興、観光・交流の拡大や地域経済の活性化等を図る施設の形成に繋がっていきます。

3 期待される効果

本事業により、次のような効果が期待されます。

○事業者のメリット

- ・試行的活用により、収益性や事業効果等の市場ニーズを確認することができます。
- ・実際の施設の使い勝手、立地課題、必要設備及び投資額が想定できます。

○県のメリット

- ・事業者の方々との対話により、公共施設の需要を把握し、幅広い検討・課題発見ができます。
- ・今後の実施方針策定に向けた事業性、収益可能性等を具体的に確認できるとともに、事業者選定における条件などへ反映させることができます。
- ・本県の公民連携事業発展に向けた機運の醸成が期待できます。

4 対象施設

(1) 概要

名称	住所	駐車場
静岡県新文化施設 (旧ヴァンジ彫刻庭園美術館)	静岡県駿東郡長泉町 東野 347-1	施設北側 普通車 20 台程度

(2) 建物 ※その他図面等の資料は別添のとおり。

建物名称	建築情報	元々の用途
旧展示棟	地上1階・中2階・地下1階 1,733.04 m ²	彫刻作品展示
旧ガーデンズカフェ	地上1階 38.4 m ²	喫茶
旧ガーデンレストラン	地上1階・地下1階 492.07 m ²	レストラン
旧カジュアルダイニング	地上1階 163.07 m ²	カジュアルダイニング
旧ギャラリーショップ棟	地上2階 471.43 m ²	花屋・本屋・ブティック

(3) 外部空間

名称	情報	元々の用途
上部庭園	天然芝 約3,000 m ²	彫刻作品展示、クレマチス・バラ観覧 ワークショップ、写真撮影 等
下部庭園	天然芝 約6,000 m ²	

5 スケジュール※

日程	内容
令和7年4月下旬	○実施要項公開（県HP）
令和7年4月30日	○トライアル・サウンディング公募 受付開始（受付終了9月30日）
～令和7年10月31日	○トライアル・サウンディング事業実施期間 ※実施期間中、随時ヒアリング等を予定
令和7年11月	○事業者からのフィードバック内容とりまとめ ○実施報告公開（県HP）

※現時点での想定スケジュールです。今後の検討状況に応じて、変更となる可能性があります。

6 トライアル・サウンディングの流れ

No	概要	詳細
1	事前相談・現地確認	実施に関する疑問点等をメールにて御相談ください。 必要に応じて現地確認を可能とします。
2	申込受付	申込の詳細は「8 申込等の手続きについて」を参照してください。
3	書類審査・許可	申込内容を県で審査のうえ、許可通知を出します。
4	企画実施	企画実施に際して、個別広報を可能な限り実施願います。 企画実施中に状況把握のため、モニタリングやヒアリングを行うことがあります。
5	フィードバック	実績報告書を作成し、提出願います。 必要に応じて個別ヒアリングを実施します。

7 事業者の要件等

(1) 要件

ア 対象者

トライアル・サウンディングによる利用を希望する者（以下、「利用希望者」という。）は、提案内容を実行する意思と能力を有する民間企業、特定非営利活動法人等の法人、任意団体又は個人等とします。

イ 役割分担

利用希望者は、単独又はグループ（複数の企業・団体等の共同体をいう。）のいずれにおいても申請可能です。なお、グループで応募する場合には、利用申込時に全ての構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

(2) 利用希望者の除外要件

利用希望者が次のいずれかに該当する場合、トライアル・サウンディングに係る利用をすることができません。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

8 申込等の手続きについて

(1) 事前相談等

ア 事前相談

実施内容の相談や申込書類の作成等に関する事前相談を行うことができます。事前相談の実施希望をメール又は電話で御連絡ください。

イ 現地確認

申込のために現地確認を希望する場合は、メール又は電話で御連絡ください。

(2) 審査書類提出

利用希望者は、次の書類をメール、郵送又は持参により、原則、利用予定日の3週間前までに提出するものとします。ただし、県より事前に許可を受けた場合は実施予定日の1週間前までに提出するものとします。

ア 静岡県新文化施設トライアル・サウンディング実施申込書（様式第1号）

イ 静岡県新文化施設トライアル・サウンディング実施計画書（様式第2号）

(3) 審査結果連絡

書類審査の結果をメールで通知します。

(4) 行政財産使用許可申請の提出・許可

利用希望者は（3）で利用を許可された場合、次の書類を郵送又は持参により、利用予定日の1週間前までに提出するものとします。書類の確認後、文書により通知します。

ア 行政財産使用許可申込書（様式第3号）

イ 行政財産使用料免除申請書（様式第4号）

ウ 誓約書（別紙様式）

(5) 実績報告・個別ヒアリング

利用希望者は利用終了後、次の書類をメール、郵送又は持参により、原則、利用終了日から1か月以内に提出するものとします。書類の確認後、必要に応じて個別ヒアリングを実施します。

ア 静岡県新文化施設トライアル・サウンディング実績報告書（様式第5号）

9 留意事項

(1) 利用内容について

ア 利用内容は次の全てに該当するものとします。

(ア) 静岡県新文化施設（旧ヴァンジ彫刻庭園美術館）利活用基本計画に定める4つの施設コンセプト（「アートを楽しむ」、「多様な文化に触れる」、「癒す・養う」、「つながる・発信する」）に関連する内容又は施設の新たな可能性を発掘しう

ると認められる内容であること。

(イ) 参加を通じ、当該施設を利用する県民等の利便性、サービスが向上する内容であること。

(ウ) 県の財政負担を求める内容でないこと。

(エ) 施設の原状回復が容易であること。

(オ) 対象施設内部で実施可能であり、公道及び近隣住宅に範囲が及ばないこと。

イ 次に該当する場合は実施対象外とします。

(ア) 県の事務・事業の遂行に支障が生じるおそれがあること

(イ) 庁舎等の行政財産の管理上支障が生じるおそれがあること

(ウ) 行政財産の公共性、公益性に反する次の事項

a 公序良俗に反し、社会通念上不相当であること

b 特定の個人、団体の活動を行政の中立性を阻害して支援することとなること

c 上記のほか、使用により公共性、公益性を損なうおそれがあること

(エ) 政治的又は宗教的活動

(オ) 騒音や異臭等、周辺環境を著しく損なう可能性が予見される活動

(カ) トライアル・サウンディングの目的から大きく逸脱している活動

(2) 費用負担について

ア 施設使用料（光熱水費除く）は全て無料とします。

イ 光熱水費は実費相当分を負担するものとします。終了後、県で精算のうえ納入通知書を送付します。（ガスを使用できる設備はありません）

ウ その他、利用に関する費用は全て事業者の負担とします。

(3) 駐車場について

使用できる駐車場は4（1）のとおりです。追加の駐車場が必要となる場合は、申込前に県と協議が必要となりますので、事前に申し出ください。

(4) 提出書類の取扱い・特許権等

ア 著作権の取扱い

提出書類の著作権は、申込者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

イ 無断使用の禁止

申込者の提出書類については、書類審査以外の目的では使用しません。

ウ 特許権等による責任負担

申込内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った申込者が負うものとします。

(5) 施設管理について

ア 廃棄物の処分

利用に伴い発生した廃棄物は全て申込者が処分するものとします。

イ 安全の確保

施設内の安全管理は全て利用者の責任で行うものとし、事故の無いよう万全の体制で事業を実施するものとします。

災害等が発生した場合、速やかに避難行動をとってください。

ウ 消防への届出

利用内容に応じ、富士山南東消防本部へ必要書類を提出し、許可を受けたうえで実施してください。

エ 火気・発電機の使用

火気・発電機を使用する場合、各自必ず消火器を用意し安全に努めてください。

オ 原状回復

利用後は必ず施設を原状回復してください。

(6) 責任及びリスク分担について

ア 法令遵守等

提案に当たっては、事前に申込者の責任において関係法令等を確認することとし、利用に伴い発生する法令不適合その他のリスクは申込者が負うものとします。

イ 利用の中止

以下に該当する場合、利用を中止することがあります。

(ア) 提案した利用内容に反する等、トライアル・サウンディングの目的から逸脱し、県から警告等が発せられても改善が見られない場合

(イ) 安全対策が十分でない場合

(ウ) 地震、風雨災害等の発生または発生が予見される場合

(7) 使用許可の取り消し

行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、その許可を取り消すことがあります。

10 申込先・連絡先

静岡県スポーツ・文化観光部文化政策課政策調整班

電話 054-221-3340

メール arts@pref.shizuoka.lg.jp